

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

## 電力小売全面自由化 本年4月1日スタート

### ▼電力小売全面自由化とは？

これまで家庭や商店向けの電気は、東京電力等の各地域の電力会社だけが販売しており、どの会社から買うか選ぶことはできませんでした。

平成28年4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化されることにより、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

(経済産業省資源エネルギー庁ホームページより抜粋)

### ▼正しく知って、よく検討！ 電力全面自由化・5つの誤解

#### 【誤解1】停電が起こる!?

今までと変わりません！  
電気そのものの品質は変わりません。系統全体で需要

バランスは維持されます。

#### 【誤解2】新たに電線が必要!?

既存の送電線・配電線を経由して電気が送られます！  
新しく電線が引かれることにはなりません。

#### 【誤解3】3月中に契約が必要!?

あわてて契約する必要はありません！

切替の契約をしない場合は、現在の電力会社から電気が供給され、従来の料金メニューが適用されます。  
\*経過措置として、少なくとも平成32年3月まで。

#### 【誤解4】クーリング・オフはできない!?

訪問販売・電話勧誘販売で新料金の申込みをした場合、8日以内(※)であればクーリング・オフができます！

\*法定書面を受け取った日から起算して8日以内。

#### 【誤解5】スマートメーターは有料!?

自由化に伴って消費者が新たな機器の購入等を求められることはありません。

\*消費者側の事由によるスマートメーター設置場所の変更等、メーター取替えに伴う工事に費用が掛かる場合があります。

### ▼あわてないで！

まずはしっかりチェック！

□契約する小売電気事業者を確認しましたか？

契約先は、登録された事業者でしょうか。インターネットで「経済産業省 登録小売電気事業者一覧」で検索、または電力自由化専用ナビダイヤルで確認できます。

□ご家庭の使用量に照らした比較になっていきますか？

「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークには気を付けましょう。

□契約期間や途中解約、割引の条件は？

事業者からよく話を聞き、詳しく確認してから契約を。

▼詳細・問合せ  
◎経済産業省ウェブサイト  
インターネットにて「エネルギー 電力小売全面自由化」で検索

◎電力自由化専用ナビダイヤル  
☎0570-0281555  
午前9時～午後6時(土日祝日、年末年始を除く)  
(消費者庁ホームページより抜粋)

契約トラブルやクーリング・オフ等の相談は美浦村消費生活センターまで！

### 大量・高額な 学習教材の契約は慎重に

学習教材の勧誘電話があり、自宅に来てもらうことにした。教材は中学3年分60万円と高額なので不安だったが、「この教材で勉強しない子はいない」「テストの点も確実」等と言われ、特典の学習用タブレットも魅力的で契約し、代金を支払ってしまった。しかし、契約後はタブレットの使い方の説明に来ると言ったが来訪せず、電話で問い合わせても態度がひょう変しており不信感を抱いた娘も教材に興味を示さないので解約したい。  
(当事者：中学生女性)

### 【ひとこと助言】

学習教材は実際に使っていないと自分に合っているか等ばかりではありません。一度に大量で高額な契約を結ぶのは避けましょう。契約を迫られても、その場では契約せず慎重に検討しましょう。契約書をよく読み解約等の条件についてもよく確認することが大切です。

(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)

### 司法書士による 無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。4月28日(木)までにご予約ください。

◇日時 5月6日(金)午前9時30分～11時30分

◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター

### 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時  
(相談受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)  
※相談員が不在場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188※3桁
- ◇県警悪質商法110番(悪質業者に絡む各種相談)  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379